（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条　国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2　国際連携教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3　前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条　国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

2　第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条　第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（短期大学設置基準の一部改正）

第三条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　雑則（第四十三条―第四十五条）」を「第十一章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）　第十二章　雑則（第五十条―第五十二条）」に改める。

第四条第二項中「第四十三条」を「第五十条」に改める。

第二十二条の二第一項中「及び第三十九条第一項」を「、第三十九条第一項及び第四十八条」に改める。

第十一章中第四十五条を第五十二条とし、第四十四条を第五十一条とし、第四十三条を第五十条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　国際連携学科に関する特例

（国際連携学科の設置）

第四十三条　短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2　短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3　国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割（一の短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの学生定員の合計が当該短期大学の学生定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第四十四条　国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の短期大学（以下「連携外国短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2　国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第四十五条　国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2　国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国短期大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第四十六条　国際連携学科を設ける短期大学は、学生が連携外国短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条　修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2　修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3　前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4　前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。